



生前からの対策が円満相続のカギ

# 相 続

## ～節税と納税資金対策



# 1 相続税対策の必要性

## 1-1 なぜ、相続対策が必要なのか

相続税対策の目的は財産を守ることです。相続税対策をしていれば子孫に財産を残すことができますが、何もしていないと家や事業用財産まで失ってしまいます。

### ■相続対策をしていないと？

- 相続になると財産の多い人なら、何千万円、何億円という単位で相続税がかかる
- 相続財産が自社株式や不動産などが大半で、預貯金などの金融資産がほとんどないような場合、納税資金の準備ができない



- 相続税を支払うためには、相続した財産や今まで住んでいた自宅あるいは仕事をしていた事業所などを売却しなければならない



- 住む家がなくなってしまうたり、これまで続けてきた事業の継続ができなくなる
- 土地や建物の売却時に、再び税金がかかる

## 1-2 税制改正による増税に備える

平成25年に税制改正では、相続税が増税となる改正が行われました。この改正により、従来、申告・納税の必要がなかった相続についても相続税が課され、税率もアップしています。

### (1) 相続税の基礎控除の縮小

現行：5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人)

改正後：3,000万円 + (600万円 × 法定相続人)

※平成27年1月1日より改正

### (2) 相続税の税率構造の見直し

#### ■相続税の税率構造

【現行】		【改正後】	
課税標準	税率	課税標準	税率
1,000万円以下の金額	10%	1,000万円以下の金額	10%
3,000万円 //	15%	3,000万円 //	15%
5,000万円 //	20%	5,000万円 //	20%
1億円 //	30%	1億円 //	30%
3億円 //	40%	2億円以下の金額	40%
—		3億円 //	45%
3億円超の金額	50%	6億円 //	50%
—		6億円超の金額	55%

※平成27年1月1日より改正

## 1-3 事前の対策が不可欠

相続は人の死亡によって始まります。相続税対策は、相続開始前に行う「事前対策」と相続開始後に行う「事後対策」に分けられ、通常、相続税対策と言えば、事前対策のことを言います。ここで注意すべき点は、多くの相続税対策は相続が開始してからでは遅いということです。

例えば、生前贈与は相続税の節税対策の主要な手法の一つですが、これはあくまでも生前に財産を贈与するから節税になるのです。財産の評価額を引き下げる節税対策も、相続開始後では意味がありません。相続開始後であっても相続税を少なくする対策はあります。しかし、事前対策を行っていないければ、大きな効果は期待できません。事前に時間をかけて相続税対策を行い、それに事後対策も併せて実施する必要があります。

### ■相続税対策の体系図

事前対策	事後対策
<b>① 相続税の仕組みを利用した対策</b> 養子縁組をしたり、相続税の非課税財産を利用する	<b>① 相続開始後の節税対策</b> 財産の分割方法や評価方法を工夫して節税する
<b>② 財産評価の仕組みを利用した対策</b> 相続財産の評価額を引き下げる	<b>② 納税方法の対策</b> 延納、物納、農地の納税猶予等の納税方法を活用する
<b>③ 財産の移転対策</b> 生前贈与や売却によって財産を減らしてしまう	<b>③ 相続財産の売却対策</b> 相続した不動産の売却時の税金を少なくする
<b>④ 納税資金対策</b> 生命保険や不動産を活用して納税資金を準備する	

## 1-4 多くの対策を組み合わせる

無理のない範囲で多くの対策を組み合わせ、余計なお金をかけずリスクを分散させることが何よりも大切なことです。多くの対策を組み合わせることで、大きな効果を生むことが出来ます。

効果の大きな対策一つだけで済まそうとすると、相続税対策で失敗します。

- ①多額の借金をして不動産を購入したり、アパートやマンションを建てたりした人です。入居者が思ったほど集まらず、計画通りの家賃収入が得られないため、借入金の返済に困っている人が少なくありません
- ②生命保険の加入による対策で、何億円もの変額保険の契約をして大損をしたり、毎月の保険料の支払で日常生活に支障をきたしている人もいます。生命保険に頼りすぎた例です
- ③相続税対策にはお金がかかりますし、リスクも伴います。それらを出来るだけ避けるためには、一つの対策に頼ってはいけません

# 2 相続税の仕組みから考える対策

## 2-1 墓地、仏壇の購入や葬儀費用の負担

墓地や仏壇等の非課税財産は事前に購入する。先祖代々のお墓のない人や仏壇等のない人などは、生前に購入しておく、購入費用の分だけ相続財産を減らすことができます。

なお、これらの財産を購入する場合は、次の点に注意してください。

- ①被相続人の死亡後に購入しても非課税財産にならないので、生前に購入すること
- ②ローンで購入して返済中に亡くなった場合の残債については、債務控除の対象にならないため、お金の余裕のある場合は、できるだけ現金で購入すること

葬式にかかった費用は相続財産から控除され、香典は非課税とされています。この特典は、故人が会社の先代社長などであった場合には、上手に活用することができます。

その答えは、葬儀を個人葬ではなく社葬にして、香典はそっくりそのまま遺族に渡すという方法です。葬儀を社葬にすれば、当然葬式費用の一切が会社負担になりますから、遺族は一銭も使わずに済みます。この場合、香典を会社の受取りとすると、雑収入として法人税の課税対象になってしまいます。そこで、香典については、会社を介さずに遺族にそっくり渡すようにすれば、非課税になりますから、遺族にはかなりの金銭的援助をすることができます。

(注) 香典とは、本来、遺族の悲しみを慰めるためや葬儀に際してかかる費用の一部に充てて、遺族の金銭的負担を軽くするために贈られるものですから、税法でもその点を考慮して、1件ずつの金額が世間一般の常識的な範囲内であれば、総額がどんなに高額になっても非課税としています。

## 2-2 生命保険金の非課税枠の利用

生命保険金は、民法上の相続財産ではありませんが、相続税法上は相続によって取得したものとみなされ、相続税の課税対象になります。ただし、生命保険金には、法定相続人1人当たり500万円まで非課税になるという大きな特典がありますので、この生命保険金の非課税枠までは必ず保険に加入するようにしましょう。

例えば、妻と子どもが3人いる場合は、2000万円までは相続税がかからないこととなりますので、後々の納税額等も考慮して、2000万円以上の保険に加入するとよいでしょう。

$$\text{生命保険金の非課税額} = 500 \text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

## 2-3 死亡退職金と弔慰金の非課税枠の利用

被相続人が同族会社の役員である場合には、死亡退職金と弔慰金を支払うようにします。

死亡退職して退職金が支払われた場合には、その退職金を受け取った遺族は、その退職金を相続によって取得したものとみなされ、相続税の課税対象になります。ただし、死亡退職金には、生命保険金と同様に、法定相続人1人当たり500万円まで非課税になるという大きな特典があります。

$$\text{死亡退職金の非課税額} = 500 \text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

また、弔慰金が支払われた場合には、次の金額までは課税されないことになっています。

- ①業務上の死亡の場合、報酬月額3年分
- ②業務上以外の死亡の場合、報酬月額の6ヵ月分

この金額を超えて支給された弔慰金については、退職金として支給されたものとして取り扱われます。一方、退職金・弔慰金を支払った会社の相続税法上の株式の評価に当たっては、退職金については負債として資産から控除することができますが、弔慰金については、それが退職金に該当するものとして取り扱われるもの以外は負債として資産から控除することができません。

また、支払った退職金・弔慰金は原則として会社の経費になりますので、役員退職給与規程及び弔慰金支給規程等を定めた上で、できるだけ非課税枠までは支払うようにするとよいでしょう。

## 2-4 養子縁組をして相続人を増やす

民法では、養子は縁組の日から実子と同じ権利を持ち、法定相続人の数に含まれることになっています。そして、相続税法では、法定相続人の数が多いほど、相続税の負担が軽くなる仕組みになっています。相続人の数が増えることによって、具体的には次のような効果があります。

- ①相続税を計算する際の税率の適用区分が低くなる
- ②基礎控除額が増える
- ③生命保険金の非課税枠が増える
- ④死亡退職金の非課税枠が増える

しかし、相続税法では、養子を利用した租税回避行為に対処するため、法定相続人の数に算入できる養子の人数を、次のように制限しています。

- ①被相続人に実子がいる場合 …………… 1人
- ②被相続人に実子がいない場合 …… 2人まで

この養子縁組による節税方法は、確実に効果の大きい対策ですが、その反面、「相続争い」の要因にもなりますので、他の推定相続人全員に事前に同意を得ておくなど、慎重な対応が必要となります。

## 2-5 配偶者の税額軽減を上手に受ける

相続人の中に配偶者がいる場合、配偶者の取得額が法定相続分又は1億6千万円までのいずれが多い金額の範囲内であれば、その配偶者の相続税額はゼロになります。これを、「配偶者の税額軽減」といいます。この配偶者の税額軽減をフルに活用して、次のように配偶者が財産を相続するようにすれば全体の納税額が一番少なくなります。

- ①遺産総額が1億6,000万円以下の場合  
全額を配偶者が取得する
- ②遺産総額が1億6,000万円超3億2,000万円以下の場合  
1億6,000万円と法定相続分のうちいずれが多い金額を配偶者が取得する
- ③遺産総額が3億2,000万円超の場合  
法定相続分を配偶者が取得する(子どもがいる場合1/2 親がいる場合2/3 兄弟姉妹がいる場合3/4)

# 3 生前に行っておくべき対策

## 3-1 生前贈与対策

### (1) 連年贈与で着実に財産を減らす

一度に多額の財産を贈与すると重い贈与税がかかります。そこで、財産を小分けにしてできるだけ多くの人に繰り返して行うのが生前贈与の王道です。年間110万円の基礎控除の範囲内での贈与であれば、無税で財産を移転することができます。

しかし、110万円程度の贈与でどのくらいの効果があるのかと疑問に感じる方もいるでしょう。

#### 【設例】

Yさん 妻と2人の子供がいて、2人の子供にはそれぞれ1人ずつ孫がいる。

■現在の財産：3億円

■推定相続人：妻、長男、長女（法定相続分どおりに相続する）

（単位：万円）

		ケース1	ケース2
		3人の相続人に110万円ずつ10年間贈与	孫を加えた5人に110万円ずつ10年間贈与
対策前	相続財産 ①	3億円	3億円
	相続税額 ②	2,300万円	2,300万円
対策後	贈与財産 ③	3,300万円	5,500万円
	相続財産 ④(①-③)	2億6,700万円	2億4,500万円
	贈与税額 ⑤	0万円	0万円
	相続税額 ⑥	1,787.5万円	1,512.5万円
	税額合計 ⑦(⑤+⑥)	1,787.5万円	1,512.5万円
節税効果 ②-⑦		512.5万円	787.5万円

#### ■連年贈与をする場合の注意点

- ①実際に贈与があったという証拠を残しておくことが大切です。現金ではなく、銀行振り込みの利用や、基礎控除以下の贈与でも申告をして、税務署に証拠を残しておくのも有効です
- ②実質的に財産が移転していることが必要です。子ども名義の預金を作って贈与する場合、通帳と印鑑は、必ず子ども本人が管理するようにしてください
- ③連年贈与はできるだけ不規則に行うようにすること。定期同額の贈与は、最初の年に一定額を贈与する意図があったと判断される恐れがありますので贈与の金額や時期、財産の種類を変えるなどの工夫が必要です

### (2) 相続時精算課税制度の活用

相続時精算課税制度のメリットは、贈与時に少ない税負担で資産の移転ができることと、財産の評価額が固定されることがあります。

現在は、2,500万円までについては無税で、2,500万円を超える部分は20%の税率で贈与が可能であり、暦年贈与に比べ一度に、大量に贈与が可能です。

相続時精算課税制度は、生前贈与を受けた財産を相続財産に含めて相続税を計算します。ただし、その評価額は相続発生時の価額ではなく贈与時の価額で固定されますので、将来、その価値が確実に上昇する財産がある場合には、この制度を活用することにより、将来の価値上昇による相続税の増加を抑制することができます。

### (3) 教育資金の一括贈与の活用

若年層への財産移転を促すことを狙いとして平成25年の税制改正で創設された制度で、祖父母が孫(30歳未満)に将来の教育資金を一括贈与した場合、1,500万円を上限として贈与税が非課税となります。教育資金と用途は限定されておりますが、非課税で多額の資金を贈与できる制度として注目されております。

なお、この制度は、平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に拠出された金銭に限り適用されます。

## 3-2 貸家にして家屋と敷地の評価額を下げる

### (1) 土地の評価が下がる

■自家用の場合



土地 5,000万円  
自用地(更地)として評価

■建物を賃貸した場合



土地 4,250万円  
貸家建付地として評価

- 借地権割合 50%
- 借家権割合 30%

**貸家建付地の計算**  
5,000万円 -  
(5,000万円 × 50% × 30%)  
= 4,250万円

つまり、自用地(更地)としての評価額が5,000万円であった土地が、その上にある建物を第三者に貸付けることによって評価額が15%減少し、4,250万円になります。

**(2) 建物の評価が下がる**

## ■アパートを新築した場合

現金 5,000万円



新築建物 約 3,500万円 …… 新築建物の固定資産税評価額 = 建築費用の70%程度



貸家 約 2,450万円 …… 貸家の評価額 = 固定資産税評価額 × 70%

**(3) 小規模宅地等の特例が使える**

空き地などに貸家を建てると、その土地は事業用宅地(貸付用宅地)として「小規模宅地等の特例」の適用対象となり、200㎡までの部分について50%引きで評価することができます。この特例はマイホームの敷地にも適用できますので、適用対象となる宅地の種類(価額)や面積が増えることで最も有利な方を選択し、特例のメリットを最大限に生かすことが可能になります。

**(4) 納税資金の用意ができる**

家賃収入により、相続税の納税資金を用意することができます。

収入が増えればそれだけ相続財産も増えますが、換金性の低い不動産の評価額を抑え、一方で現金収入を得るのですから、効果的な手段といえます。また、収入の一部を原資に生命保険に加入したり、子どもに納税資金として生前贈与するなどの方法もあります。

**3-3 固定資産の交換の特例の活用****(1) 小規模宅地等の特例による評価減割合の小さいものから大きいものへの交換**

例えば、同じ時価、同じ相続税評価額で、共にアスファルト敷きの駐車場として利用されている次のような土地を交換します。

A土地 時価1億円 相続税評価額8,000万円 父所有 500㎡



B土地 時価1億円 相続税評価額8,000万円 子所有 200㎡

交換による相続税評価額の増減はありません。しかし、小規模宅地等の特例を受ける場合、A土地は500㎡のうちの200㎡部分しか50%の減額を受けることができないのに対して、B土地は200㎡全部について50%の減額を受けることができます。

## ■小規模宅地等の特例適用後の相続税評価額の比較

**【交換前のA土地の相続税評価額】**

$$8,000 \text{ 万円} - (8,000 \text{ 万円} \times 200 \text{ ㎡} / 500 \text{ ㎡} \times 50\%) = 6,400 \text{ 万円}$$

**【交換後のB土地の相続税評価額】**

$$8,000 \text{ 万円} - (8,000 \text{ 万円} \times 200 \text{ ㎡} / 200 \text{ ㎡} \times 50\%) = 4,000 \text{ 万円}$$

**(2) 底地と借地権の交換**

地主からみますと、底地の相続税評価額は自用地価額の4~5割にもなり、相続税の負担は大変重いものになってしまいます。一方、借地権者にとって、契約更新の時や建物の建替えの場合には、更新料又は承諾料などの負担が必要となります。また、この権利を単独で第三者に売却することは難しいですし、地主同様、相続が発生すれば権利が分散し、財産分けでもめることもあります。

このような事情にある底地・借地の関係を交換により解消しておくことにより、地主・借地人双方にとって物納や相続税の納税のために現金化することも容易になります。

**(3) 物納可能な土地の交換取得**

物納可能な土地を交換により取得します。所有する財産の大半が下記に記載した物納不適格財産である場合には、相続税の納税に困窮することになります。そこで、生前に物納不適格財産を「交換の特例」を活用し、適格財産に無税で移行させます。

例えば、①借地人との間が良好でない貸宅地は借地権と交換する、②道路に4m以上接していない間口の狭あいな宅地等を所有している場合には、間口を広げるために隣接する土地と交換する、などして、物納適格財産へ移行させます。

また、交換の特例は法人・個人間でも使えますので、同族法人がある場合には、個人が貸し付けている重要な土地と、会社が所有している遊休土地(不要資産)との交換も検討すれば、さらに選択範囲が広がります。

**■ 物納不適格財産**

- ① 質権その他の担保権の目的となっている財産
- ② 係争中の財産
- ③ 共有財産の一部
- ④ 譲渡禁止もしくは譲渡に承認を要するなど譲渡に関して特別の定めのある財産
- ⑤ 借地権者が明らかでない貸地等で売却できる見込みのない不動産
- ⑥ 公共の用に供され又は供される見込みの不動産(公園等を除く)
- ⑦ 借地・借家契約の円滑な継続が困難な不動産等

**3-4 赤字会社に対する貸付金等の債務免除**

赤字会社の場合、代表者がその会社に対して資金援助していることがよくあります。この赤字会社に対する貸付金等についても、代表者に万一のことがあれば、相続税の課税対象となります。このような回収できない恐れがある債権は、できれば生前に放棄し、相続財産から外しておかなければ税金だけかかる迷惑な財産となります。

**■ 債務免除の際の留意点**

- ① 会社側においては債務免除を受けた金額に相当する利益が発生しますが、税務上の繰越欠損金の範囲内の利益であれば相殺され、留保金課税を除き結果として法人税は課税されません
- ② 代表者の債権放棄により、同族会社の純資産価額がその金額だけ増加します。それによって自社株式の相続税評価額が上がった場合には、債務を免除した代表者から他の株主への贈与とみなされ、基礎控除額を超える場合は贈与税が課税されますので、注意する必要があります

- ③ 長年赤字続きである会社は自社株式の評価額が低く、ゼロの場合も多いので、赤字のうちに株式を子どもの名義にしておくのもよいでしょう

**3-5 低解約返戻金型終身保険の活用****(1) 生命保険契約に関する権利の評価**

平成18年4月1日から、生命保険契約に関する権利の評価は、評価時点でその契約を解約した場合の解約返戻金によることとされました。本来の財産価値に見合った評価額となったため、家族を被保険者とする保険契約も、今では相続税対策としての評価減には利用できなくなりました。

**(2) どのような保険なら贈与の代わりになるか**

なるべく短期間で解約を防止するために、保険会社によっては当初の解約返戻金を低く抑えて、長期間経過後に返戻率を高くする「低解約返戻金型終身保険」という商品も開発しています。

この保険契約は、契約者である被相続人にとって、早いうちに相続が発生した場合には解約返戻金が低く抑えられているため相続税評価額が低く、相続した後に相続人が継続すればぐんと解約返戻金が高くなるというメリットがあり、一種の無税での贈与と言えるでしょう。保険会社の側からみても、長期間継続してもらった方が望ましいので、この商品は双方に満足いくものではないでしょうか。

# 4 相続開始後に行う対策

## 4-1 第二次相続で得するための配偶者の財産取得額

配偶者は、一定の要件のもとに相続税が軽減されますので、第一次相続だけを考えた場合、相続税額を最も少なくするためには、配偶者の相続財産価額を、法定相続分以上又は1億6,000万円以上(配偶者と子の場合、遺産額が3億2,000万円以下のとき)にすればよいことになります。しかし、配偶者の相続(第二次相続)が1年又は2年以内といった短期間で連続して発生した場合や発生しそうな場合には、単純ではありません。第一次相続及び第二次相続を通算した相続税額を算定した上で、配偶者の第一次相続における相続財産価額を判定する必要があります。

次の設例では、2年以内に第二次相続が発生したことによる相次相続控除を考慮すると、配偶者が第一次相続では財産の20%を相続すると通算相続税額は最も少なくなります。

### 【設例】

- 被相続人 父(平成19年2月死亡) 父の遺産 10億円
- 相続人 母・長男・長女(母には固有の財産が1億円ある)

(単位:万円)

相続割合	第一次相続の税額		第二次相続の税額		合計税額	
	母	子	1年以内に発生	1～2年以内に発生	1年以内に発生	1～2年以内に発生
母:子						
10:0	16,650	0	17,125	18,790	33,775	35,440
9:1	13,320	3,330	17,120	18,452	33,770	35,102
8:2	9,990	6,660	17,150	18,114	33,765	34,764
7:3	6,660	9,990	17,110	17,776	33,760	34,426
6:4	3,330	13,320	17,138	17,471	33,788	34,121
5:5	0	16,650	17,800	17,800	34,450	34,450
4:6	0	19,980	13,800	13,800	33,780	33,780
3:7	0	23,310	9,800	9,800	33,110	33,110
<b>2:8</b>	0	26,640	5,800	5,800	<b>32,440</b>	<b>32,440</b>
1:9	0	29,970	2,500	2,500	32,470	32,470
0:10	0	33,300	350	350	33,650	33,650

(前提条件)①子は、各人均等に相続するものとして計算している。

②税額控除等は、配偶者の税額軽減及び相次相続控除額のみとして計算している。

## 4-2 代償分割の上手な活用

### (1)代償分割制度の概要

- ①「代償分割」とは、特定の相続人が特定の遺産を取得し、他の相続人に対する代償債務を負担するという遺産分割の一つの方法です。代償債務は一般的には金銭の支払いですが、不動産や債権を移転するという債務負担の方法もあります。
- ②代償分割は、財産を細分化するのが不相当と考えられる事業用不動産、同族会社の株式又は農地などを相続する場合によく利用されます。
- ③代償分割は、遺産分割の一方法ですから、遺産分割協議書に代償債務の負担事項を含め、代償分割によって遺産を分割したことを記載しておく必要があります。
- ④代償分割の方法により相続財産の全部又は一部の分割が行われた場合の相続税の課税価格の計算は、次のようになります

#### ■代償財産の交付を受けた者の課税価格

= 相続又は遺贈により取得した現物の財産価格額 + 交付を受けた代償財産の価額

#### ■代償財産の交付をした者の課税価格

= 相続又は遺贈により取得した現物の財産価格額 - 交付した代償財産の価額

### (2)代償債務(債権)の評価方法

代償債務(代償財産の価額)の評価方法には次の2つの方法があり、いずれか有利な方を選択することができます。

■第一法 …… 代償債務を実際の支払金額で評価する方法

■第二法 …… 代償債務を代償債務者の取得した遺産の時価に対する相続税評価額の比で圧縮評価する方法

### (3)配偶者の税額軽減を活用した節税事例

代償債務を実際の支払い金額で評価しないで、時価と相続税評価額の比で評価することにより配偶者の税額計算を有利に行うことができるケースもあります。

### 【設例】

■被相続人 父(平成19年2月死亡)

■相続人 母・長男・長女

■相続財産 土地(相続税評価額4億円・時価5億円)

■分割方法 母が全財産を取得し、その代償として長男と長女に各1億2,500万円ずつ支払う

## ■第一法(実際の支払代償金で代償債務を評価する)

(単位：万円)

	相続財産	代償債務	代償債権	課税価格	相続税額
母	40,000	25,000	—	15,000	0
長男	—	—	12,500	12,500	2,531.2
長女	—	—	12,500	12,500	2,531.2
合計	40,000	25,000	25,000	40,000	5,062.4

この方法では母の課税価格は法定相続分(1/2)に満たないので、配偶者の税額軽減の特例を活用しきれないこととなります。

## ■二法(代償債務者の相続財産の時価に対する相続税評価額の割合で代償債務を評価する)

(単位：万円)

	相続財産	代償債務	代償債権	課税価格	相続税額
母	40,000	20,000	—	20,000	0
長男	—	—	10,000	10,000	2,025
長女	—	—	10,000	10,000	2,025
合計	40,000	20,000	20,000	40,000	4,050

この場合の代償債務は、次のように求めます。

$$\text{実際の支払額} \times \text{母の相続財産の相続税評価額} \div \text{母の相続財産の時価} \\ = 2.5 \text{ 億円} \times 4 \text{ 億円} \div 5 \text{ 億円} = 2 \text{ 億円}$$

この方法によれば、母の課税価格は法定相続分(1/2)以上となり、配偶者の税額軽減の特例を活用しきって、全体の相続税負担が第一法に比べて1,012.4万円軽減されます。

## (4)時価と相続税評価額の差額を活用した節税事例

第二次相続対策を考えて、代償分割により第一次相続を行うと、通算相続税額が軽減されるケースもあります。

## 【設例】

■被相続人	父(平成19年2月死亡)
■相続人	母・長男
■相続財産	土地(相続税評価額4億円・時価5億円)
■母の財産	現金1億円

## 【分割案1】

## 第一次相続の時に、土地を法定相続分で相続した場合

- 第一次相続後の母の財産(相続税評価額)  
土地2億円(父から相続した財産)+現金1億円(母固有の財産)=3億円

## 【分割案2】

## 第一次相続の時に母が全財産を相続し、長男に代償金2億5,000万円を支払う代償分割とし、第2法(代償債務者の相続財産の時価に対する相続税評価額の割合で代償債務を評価する)を採用した場合

- 第一次相続後の母の財産(相続税評価額)  
土地4億円(父から相続した財産)+現金1億円(母固有の財産)  
—代償債務2億5,000万円=2億5,000万円

(注)第一次相続における母の課税価格を計算する場合の代償債務の計算は、2.5億円×4億円÷5億円=2億円となり、配偶者の税額軽減の特例をフルに活用できます。

(単位：万円)

	相続税額				相続税額		相続税額
	母	長男	母	長男	長男	長男	
分割案1	20,000	20,000	—	4,900	30,000	7,900	12,800
分割案2	20,000	20,000	—	4,900	25,000	5,900	10,800
節税効果	—	—	—	—	—	—	2,000

第一次相続では相続税に差は生じませんが、第二次相続まで考慮に入れた通算相続税額では、その税負担には大きな差(2,000万円)が生じます。

## 4-3 小規模宅地等の特例の上手な活用

## (1)小規模宅地等の特例の概要

代償債務(代償財産の価額)の評価方法には次の2つの方法があり、いずれか有利な方を選択することができます。

	小規模宅地等の区分	限度面積	減額割合
①	特定事業用宅地等である小規模宅地等	400 m <sup>2</sup>	80%
	特定同族会社事業用宅地等である小規模宅地等		
	国営事業用宅地等である小規模宅地等		
②	特定居住用宅地等である小規模宅地等	240 m <sup>2</sup>	50%
	①に該当しない小規模宅地等	200 m <sup>2</sup>	

- ①この特例は、被相続人が残した宅地等全体のうちで200㎡、240㎡、400㎡までの部分しか減額は認められません。
- ②減額対象となる宅地等が複数ある場合には、どの宅地等から特例の適用を受けるかは相続人全員の合意による選択に任されています。ただし、一度選択した特例対象宅地等は、原則として他の宅地等への変更はできません。
- ③この特例の適用を受けることができる宅地等が複数ある場合には、評価減になる金額が最も大きくなる宅地等から優先して選択することが有利になります。
- ④適合する宅地等の面積が限度面積を超えるときは、できるだけ配偶者が相続した宅地等に適用しないようにした方が有利になります。

## (2) 事例による検証

### 【設例】

- 被相続人 父（平成19年2月死亡）
- 相続人 母・長男
- 相続財産 A土地 400㎡ 相続税評価額3億円（評価減前）  
B土地 400㎡ 相続税評価額3億円（評価減前）  
その他 相続税評価額2億4千万円
- A土地及びB土地は、いずれも小規模宅地等の特例（400㎡まで80%減）の適用を受けることができるものとします

### 【ケース1】

第一次相続で長男が相続したB土地につき小規模宅地等の特例の適用を受け、減額後の評価額をもとに法定相続分どおりに相続する場合

（単位：万円）

相続財産	通常の評価	減額後の評価	第一次相続	第二次相続
A土地	30,000	30,000	母 30,000	長男 6,000
B土地	30,000	6,000	合わせて 長男 30,000	—
その他	24,000	24,000		—
合計	84,000	60,000	60,000	6,000

### 【ケース2】

第一次相続で母が相続したB土地につき小規模宅地等の特例の適用を受け、減額後の評価額をもとに法定相続分どおりに相続する場合

（単位：万円）

相続財産	通常的评价	減額後の評価	第一次相続	第二次相続
A土地	30,000	30,000	母長男 30,000	—
B土地	30,000	6,000	合わせて 母 30,000	—
その他	24,000	24,000		長男 30,000
合計	84,000	60,000	60,000	30,000

### 【ケース3】

第一次相続で母が相続したB土地につき小規模宅地等の特例の適用を受け、通常的评价額をもとに法定相続分どおりに相続する場合

（単位：万円）

相続財産	通常的评价	減額後の評価	第一次相続	第二次相続
A土地	30,000	30,000	長男 30,000	—
B土地	30,000	6,000	母 6,000	長男 6,000
その他	24,000	24,000	母 12,000 長男 12,000	長男 12,000
合計	84,000	60,000		60,000

その結果、相続税の負担は次のようになります。

### 【ケース別相続税額】

	ケース1		ケース2		ケース3	
	第一次相続	第二次相続	第一次相続	第二次相続	第一次相続	第二次相続
母	0	—	0	—	0	—
長男	8,900	0	8,900	7,900	12,460	3,100
合計	8,900		16,800		15,560	

以上の結果から、母は可能な限り相続した宅地等について小規模宅地等の特例の適用を受けないように遺産分割等を工夫すれば、相続税負担は大きく軽減されます。

小規模宅地等の特例の適用は、相続人等の全員の合意による選択に任されていますが、一度選択した特例対象宅地等は、原則として他の宅地等への変更はできません。そのため、誰が相続した宅地等での特例の適用を受けるか慎重に検討しなければなりません。

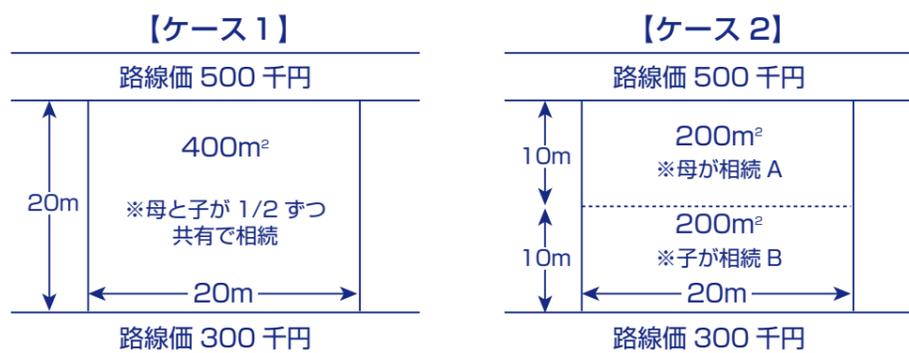
## 4-4 土地を上手に分割して評価額を下げる

相続、遺贈又は贈与により取得した土地については、その分割が不合理な分割でない限り、原則として、各相続人が取得した土地ごとに評価します。つまり、相続後の取得者ごとに、かつ、利用の単位ごとに評価します。

### ■不合理分割と判定されるケースの例示

- ①無道路地又は帯状地となる場合
- ②その地域における標準的な宅地の面積からみて著しく狭い宅地となる場合
- ③現在のみならず、将来においても有効な土地利用が図られないと認められる場合

【設例1】正面と裏面に道路がある場合の分割の工夫



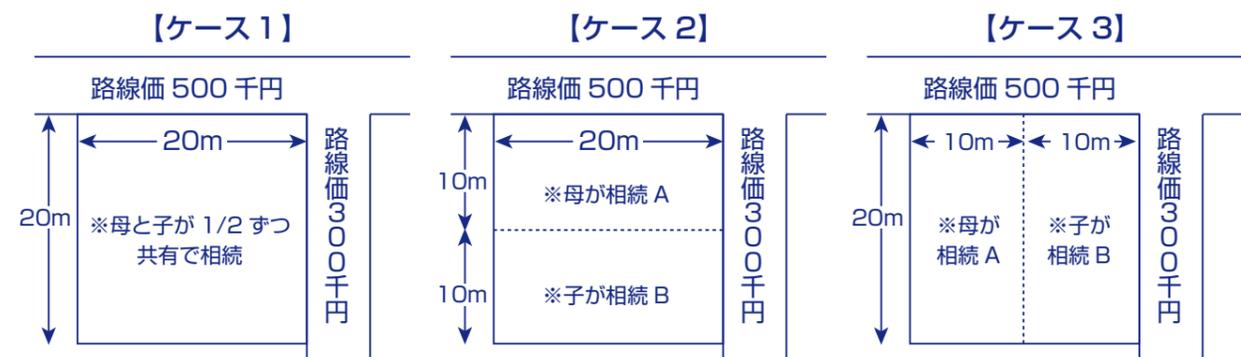
【前提】

- 普通住宅地区にある青空駐車場として利用している土地
- 被相続人 父（平成19年2月死亡）
- 相続人 母と子の計2人
- 奥行価格補正率 20m：1.00 10m：1.00
- 二方路線影響加算率 0.02

	ケース1（単位：千円）	ケース2（単位：千円）
1㎡当たりの価額の計算	500×1.00=500 500+(300×1.00×0.02)=506	A 500×1.00=500 B 300×1.00=300
全体の評価額の計算	506×400㎡=202,400	A 500×200㎡=100,000 B 300×200㎡=60,000 A+B=160,000

共有で相続するケース1とABに分割相続するケース2を比較すると、評価額が42,400千円も低くなり、分割の仕方を工夫するだけで相当の節税効果があります。

【設例2】角地にある場合の分割の工夫



【前提】

- 普通住宅地区にある青空駐車場として利用している土地
- 被相続人 父（平成19年2月死亡）
- 相続人 母と子の計2人
- 奥行価格補正率 20m：1.00 10m：1.00
- 側方路線影響加算率 0.03
- 奥行長大補正率 20m÷10m=2 0.98

	ケース1（単位：千円）	ケース2（単位：千円）	ケース3（単位：千円）
1㎡当たりの価額の計算	500×1.00=500 500+(300×1.00×0.03)=509	A 500×1.00=500 500+(300×1.00×0.03)=509 B 300×1.00×0.98=294	A 500×1.00×0.98=490 B 500×1.00=500 500+(300×1.00×0.03)=509 509×0.98=498.82
全体の評価額の計算	509×400㎡=203,600	A 509×200㎡=101,800 B 294×200㎡=58,800 A+B=160,600	A 490×200㎡=98,000 B 498.82×200㎡=99,764 A+B=197,764

共有で相続するケース1とABに分割相続するケース2・ケース3を比較しますと、評価額がそれぞれ43,000千円、5,836千円低くなり、分割の仕方を工夫するだけで相当の節税効果があります。

## 4-5 死亡退職金の受取方法の工夫

死亡退職金については、死亡後3年以内にもらうか、3年経過後にもらうか、によって課税対象額や課税方法が異なるため、納税額に大きな差が生じる場合があります。

### (1) 退職金の年金払い

退職金の年金払いというのは、例えば3,000万円を6年間で、毎年500万円ずつ支払うという方法です。この場合、課税対象となるのは、6年間の減価率を考慮して、減価された分を差し引き、さらに法定相続人1人につき500万円の非課税額を控除した額になります。

### (2) 受取る時期による違い

死亡退職金の節税には、受取る時期を遅らせるという方法があります。税法の規定では、被相続人の死亡後3年以内に支給が確定した場合は相続税として、3年経過後に支給が確定した場合は所得税として課税することになっています。

そこで、税率その他の条件を考慮したうえで、どちらか有利な方を選択することになります。

一般的に言うと、相続財産が多額で、相続税の限界税率が高い場合は所得税として支払うのが有利で、逆に、相続財産が多額でなく、基礎控除などの控除をフルに活用できる場合は、相続税で支払った方が有利になります。

# 5 納税資金確保のための実践方法

## 5-1 生命保険金で相続税の全額を賄う

正味財産額が3億円以下で、生命保険の加入が可能な年齢と健康状態であれば、生命保険の加入だけで納税資金対策は十分といえます。大きな節税効果は期待できませんが、少ない保険料負担で必要な相続税の納税資金を準備できれば「小さなコストとリスク」で「大きな効果」を上げることができます。つまり、相続財産を無傷で残すために生命保険を活用し、死亡保険金で相続税をカバーすればよいのです。

そこで、生命保険金で相続税の全額を賄うための生命保険額を表にまとめてみました。

### ■配偶者がいる場合

(単位：万円)

	相 続 人			
	子1人	子2人	子3人	子4人
10,000	175	100	50	0
15,000	600	463	350	288
20,000	1,295	950	812	675
25,000	2,177	1,586	1,375	1,237
<b>30,000</b>	<b>3,375</b>	2,470	2,000	1,800
35,000	4,625	3,530	2,882	2,500
40,000	5,875	4,591	3,848	3,382
45,000	7,125	5,687	4,909	4,265
50,000	8,375	6,937	5,970	5,227

(注)配偶者が1/2相続するものとして計算しています。

例えば、相続財産が3億円で配偶者と子1人の場合、3,375万円の死亡保険金を確保し、その死亡保険金を子が受け取り、そのまま相続税に充当すれば納税は完了し、その他の財産は無傷で残ります。

### 【検 証】

■相続財産	3億円 + (3,375万円 - 500万円 × 2人)	= 32,375万円
■課税価格	32,375万円 - (5,000万円 + 1,000万円 × 2人)	= 25,375万円
■相続税	配偶者	25,375万円 × 1/2 × 40% - 1,700万円 = 3,375万円
	子	25,375万円 × 1/2 × 40% - 1,700万円 = 3,375万円

		配偶者	子
相続財産	30,000	16,187.5	13,812.5
生命保険	3,375	-	3,375
非課税額	△1,000	-	△1,000
課税価格	32,375	16,187.5	16,187.5

配偶者の税額軽減 ▲ 3,375万円  
納付すべき相続税 3,375万円

死亡保険金 3,375万円で納税可能

## 5-2 保険料の贈与による納税資金の確保

生命保険金で相続税の納税資金を準備する場合に、①親が保険料相当額の現金の贈与を子に行い、②子がその現金で親を被保険者とする生命保険契約に加入すれば、相続税の節税と納税資金対策を同時に解決できる「保険料贈与プラン」が実行できます。

この方法であれば、保険料支払能力等のない子でも生命保険料の負担が可能になり、死亡保険金は子の一時所得として課税されるので、相続税の課税対象外になります。

贈与する金額は、贈与税の基礎控除額の範囲内である110万円で行うのも一法ですが、確保できる保険金額の目安は、70歳男性で1,410万円、女性で1,850万円の保険金に過ぎません。

そこで、相続税の最低税率が10%であることから、相続税の課税が避けられない資産家にとっては、贈与により資産の分散を図ることと併せ、より大きな保険金額を確保するために、贈与税の最低税率10%以下の範囲である310万円を贈与することで、その効果をより高めることができます。

この場合の贈与税は、以下のとおりになります。

$$(310万円 - 110万円) \times 10\% = 20万円$$

310万円の贈与金額から贈与税を控除した残額290万円で年払終身保険に加入すれば、70歳の男性の場合には3,710万円、70歳の女性の場合には4,890万円の保険金(目安)を確保することができます。

### 【年払保険料110万円で加入できる終身保険金額の目安】

(単位：万円)

年 齢	性 別		年 齢	性 別	
	男	女		男	女
61	2,200	2,820	71	1,330	1,760
62	2,110	2,710	72	1,250	1,660
63	2,010	2,590	73	1,180	1,570
64	1,920	2,480	74	1,110	1,480
65	1,830	2,370	75	1,050	1,400
66	1,740	2,260	76	980	1,310
67	1,650	2,160	77	920	1,230
68	1,570	2,050	78	860	1,160
69	1,490	1,950	79	800	1,080
<b>70</b>	<b>1,410</b>	<b>1,850</b>	80	750	1,010

### 【年払保険料290万円で加入できる終身保険金額の目安】

(単位：万円)

年 齢	性 別		年 齢	性 別	
	男	女		男	女
61	5,810	7,440	71	3,510	4,640
62	5,550	7,140	72	3,310	4,390
63	5,310	6,840	73	3,120	4,150
64	5,060	6,550	74	2,940	3,920
65	4,820	6,260	75	2,760	3,690
66	4,590	5,970	76	2,590	3,470
67	4,360	5,690	77	2,430	3,260
68	4,140	5,420	78	2,270	3,050
69	3,920	5,150	79	2,120	2,860
<b>70</b>	<b>3,710</b>	<b>4,890</b>	80	1,980	2,670

なお、保険料支払能力等のない子等に対する保険料相当額の贈与行為については、次の要件を満たすものであれば認められています。

- ①毎年、贈与契約書を作成する
- ②過去の贈与税申告書の控を保管しておく
- ③父等が所得税の確定申告などで、この保険による生命保険料控除を受けない
- ④その他贈与の事実が認定できるようにしておく

## 5-3 生命保険金で相続税の全額を賄う

### (1) 生命保険の契約内容に注意する

保険契約の関係者には、被保険者、保険契約者、保険料負担者、保険金受取人がいます。税法上は保険契約者が誰であるかは関係なく、保険料負担者が誰であるかを問題とします。

さらに、被保険者、保険料負担者、保険金受取人が誰であるかによって、課税される税金が違ってきます。

	パターン1	パターン2	パターン3
被保険者	夫	夫	夫
保険料負担者	夫	子ども	妻
保険金受取人	子ども	子ども	子ども
課税される税金	相続税	所得税	贈与税

### (2) 生命保険金を一時所得として受取る

- ①被保険者と保険料負担者が被相続人で、受取人が相続人であれば、死亡保険金は相続財産とされて相続税が課税されます。
- ②被保険者が被相続人で、保険料負担者と保険金受取人を相続人にすれば、死亡保険金は一時所得となって所得税が課税されます。

それでは、相続税と所得税のどちらを払う方が有利なのかを考えてみます。

#### ■ 死亡保険金を受取ったときの一時所得の金額の計算

$$\text{（受取った保険金額－払込保険料－50万円）} \times 1 / 2$$

所得税の税率は、課税所得金額が1,800万円を超える高額所得者であっても、実質的には最高でも25%（所得税40%と住民税10%の合計50%の1/2）の税負担で済みます。

一方で、相続税の税率は、各相続人の法定相続分による取得財産価額が「5,000万円超1億円以下で30%」「1億円超3億円以下で40%」にもなってしまいます。

### (3) 生命保険加入時の節税ポイント

- ①まず、非課税枠(500万円×法定相続人数)までの保険契約については、被相続人が保険料を負担して生命保険金が相続財産になるようにします。
- ②非課税枠を超える部分の保険契約については、各相続人の法定相続分による取得財産価額が5,000万円を超えると、相続税の税率は30%になりますので、一応の目安として「各相続人の法定相続分による取得財産価額が5,000万円を超える」ようであれば、相続人である妻や子どもが保険料を負担するようにします。そうすることによって、生命保険金を相続財産としてではなく、税率が25%以下となる一時所得として受取ることができるようになります。

つまり、相続税の非課税枠をフルに活用し、それを超える部分については、生命保険金以外の財産額の多寡に応じて、相続税の税率と一時所得にかかる所得税と住民税の税率を比較してどちらが有利かによって、生命保険の加入方法を工夫するということです。

## 5-4 相続財産の売却対策

### ■ 相続税額の取得費加算の特例を活用する

相続又は遺贈により財産を取得した人が、その取得した財産を相続の開始があった日の翌日から相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までの期間内に譲渡した場合には、通常の取得費の金額に、次の算式によって計算した金額を加算することができます（譲渡収入から資産の取得費及び譲渡費用を控除した残額《譲渡益》を限度とする）。

譲渡した相続財産が土地等の場合	譲渡した相続財産が土地等以外の場合
譲渡資産の取得費に加算する相続税相当額 $= (A) \times (B) \div (C)$ <small>※(A) = 譲渡者に係る確定相続税額            (B) = 譲渡者が取得したすべての土地等の課税価格            (C) = 譲渡者の相続税の課税価格（債務控除前）</small>	譲渡資産の取得費に加算する相続税相当額 $= (A) \times (B) \div (C)$ <small>※(A) = 譲渡者に係る確定相続税額            (B) = 譲渡資産の課税価格            (C) = 譲渡者の相続税の課税価格（債務控除前）</small>

#### 【計算例】

##### ■ 相続した財産

土地A	3億円	（時価 2.5 億円、取得費 1 億円）
土地B	3億円	
その他	2億円	合計 8億円

##### ■ 相続税 3億円

##### ■ 相続した土地Aを時価（2.5 億円）で譲渡した場合

$$2.5 \text{ 億円} - (1 \text{ 億円} + *1.5 \text{ 億円}) = \text{課税譲渡所得金額ゼロ}$$

\* 取得費加算額の計算  
 $3 \text{ 億円} \times (6 \text{ 億円} \div 8 \text{ 億円}) = 2.25 \text{ 億円} > 1.5 \text{ 億円} \text{ (A土地の譲渡益)}$   
 $\therefore 1.5 \text{ 億円}$

